

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年広島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第二条関係）	別表（第二条関係）	別表（第一条関係）	別表（第一条関係）
名称 (略)	位置 (略)	名称 (略)	位置 (略)
広島県 広島南 警察署	広島市 南区出 汐二丁 目	広島市 南区宇 品東四 丁目	広島市 南区宇 品東四 丁目
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)	(略)	備考 (略)	(略)

附 則

この条例は、令和五年九月十九日から施行する。